



令和6年 第1回定例会：1月31日

## 行田羽生資源環境組合議会会議録

行田羽生資源環境組合議会

## 令和6年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○出席議員（9名）	3
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
開 会（午後 3時00分）	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
議会運営委員長報告	5
○議案第1号の上程、提案説明	6
行 田 邦 子 管理者	6
江 森 裕 一 事務局長	7
○上程議案の質疑	9
休 憩（午後 3時15分）	9
再 開（午後 3時17分）	9
○上程議案の質疑続行	9
質疑 6番 島 村 勉 議員	9
答弁 江 森 裕 一 事務局長	10
再質疑	10
再答弁	10
○上記議案の討論、採決	10
○一般質問	11
2番 小 林 修 議員	11
答弁 江 森 裕 一 事務局長	12
再質問	15

再答弁	16
○特定事件の委員会付託	17
閉会（午後 3時44分）	17
<hr/>	
○署名議員	18

行田羽生資源環境組合告示第1号

令和6年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を1月31日行田市役所305会議室に召集する。

令和6年1月23日

行田羽生資源環境組合  
管理者 行田 邦子

令和6年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録

○議事日程

令和6年1月31日（水曜日） 午後 3時00分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 令和6年度行田羽生資源環境組合会計予算

第4 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問内容
1	2番 小林 修 議員	<p>1 施設整備基本計画のマテリアルリサイクル推進施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模が変更になった理由は。剪定枝資源化施設のみ、稼働率が無い理由は。</li> </ul> <p>2 生活環境影響調査業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通騒音、道路交通振動の調査の対象路線は。既存資料とは。</li> </ul> <p>3 実施方針の事業用地の周辺道路等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募要項に示すとなっているが、どの様に示されているか。</li> </ul> <p>4 堆肥の品質の表示について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要求水準書の品質の確保に関する法律に基づく品質の表示方法は。</li> </ul> <p>5 エネルギーの利活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要求水準書の売電による見込み収入額は。今後、余熱施設を造る場合の利活用は可能か。</li> </ul> <p>6 施設整備に合わせた地元対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境整備の実施は。</li> </ul> <p>7 事業用地について</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得か借受けるのか。その場合の価格は。隣接する都市計画決定区域外の土地の利活用は。</li> </ul> <p>8 分類区分について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分類区分の異なるペットボトルの取扱いは。資源化した場合の収集運搬体制は。</li> </ul> <p>9 収集袋有料化の指定透明袋について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象ごみは。大きさは。市民の負担額は。手数料上乗せ無しとなっているが、何の手数料か。</li> </ul>
--	--

第5 特定事件の委員会付託

---

○会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（9名）

1番	木村博	議員	2番	小林修	議員
3番	野中一城	議員	4番	町田光	議員
5番	野本翔平	議員	6番	島村勉	議員
7番	香川宏行	議員	8番	松本敏夫	議員
9番	丑久保恒行	議員			

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため出席した者

行田邦子 管理者  
河田晃明 副管理者  
江森裕一 事務局長  
小磯行男 参事

---

○事務局職員出席者

総務施設課長 金子政好

書 記 尾 城 英 樹  
書 記 橋 本 拓 斗

---

午後 3時 00分 開会

○香川宏行議長 皆さん、こんにちは。

ただ今から、令和6年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を開会いたします。

初めにご報告申し上げます。本定例会におきましては、執行部及び議員の服装の軽装化を可としております旨、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

出席議員が9名で定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

管理者から提出された議案を報告いたします。これら件名はお手元に配布してある印刷文書によりご了承願います。

---

#### △会議録署名議員の指名

○香川宏行議長 これより日程の順序に従い、議事に入ります。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第85条の規定により議長において指名いたします。

5番 野本 翔平 議員

6番 島村 勉 議員

以上2名の方をお願いいたします。

---

#### △会期の決定

○香川宏行議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長——9番 丑久保 恒行 議員

〔丑久保恒行議会運営委員長 登壇〕

○丑久保恒行議会運営委員長 当委員会は、去る1月26日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、その日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜り、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○香川宏行議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり本定例会の会期



を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

---

△議案第1号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第3、議案第1号を議題といたします。朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 本日ここに、令和6年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、新ごみ処理施設整備事業の事業者選定につきましては、過日、議員の皆様にご案内させていただいた通り、去る1月9日に入札公告を行ったところでございます。本事業は、市民生活に密接に関係する重要な事業であり、また行田市及び羽生市にとっても大きな負担を伴う事業であります。私は、昨年5月の管理者就任以来、将来にわたり、安全で安心なごみ処理を行うことはもとより、少しでも市民負担を削減する観点から事業費の縮減に取り組んできたところでございますが、この度の入札公告時に公表した予定価格は、仕様等の一部見直しにより、令和5年度当初予算で設定した債務負担行為額に対し、47億8,700万円低い金額となっております。

本事業の主たる財源は、構成市民の皆様からお預かりしたお金や、将来の市民が長きに渡り負担する地方債などで賄われることから、引き続き構成市民の皆様の負担の軽減を心掛け、慎重かつ公平に取り組んでまいります。

さて、このたびの議会においてご審議いただく案件は、先に申しあげました新ごみ処理施設整備運営事業についての債務負担行為の設定を含む、令和6年度予算案となります。何とぞ慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号について、ご説明申し上げます。

議案第1号 令和6年度行田羽生資源環境組合会計予算についてであります。

令和6年度行田羽生資源環境組合会計予算の1ページをお願いいたします。

歳入、歳出予算の総額は、それぞれ5, 241万5千円であります。

2ページをお願いいたします。

歳入予算ですが、構成市からの負担金、国の循環型社会形成推進交付金等を充当するものであります。

右ページ、歳出予算の主なものは、人件費等の組合運営に必要となる経常的経費、及び施設整備工事に関する委託業務などであります。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の2段目、ごみ処理施設整備及び運営事業でございますが、現在入札公告中の予定価格に併せて、改めて設定するものであります。

以上で議案第1号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○香川宏行議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

〔江森事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 それでは、議案第1号 令和6年度行田羽生資源環境組合会計予算について、細部説明を申し上げます。

行田羽生資源環境組合会計予算の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5, 241万5千円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為について規定したものでございます。

内容につきまして歳出からご説明申し上げますので、10ページをお願いいたします。

1款議会費1項1目議会費42万1千円は、主に議員報酬を計上したものでございます。

2款総務費1項1目一般管理費は、2, 268万5千円でございます。

右ページ説明欄の◎一般管理費の主なものを申し上げますと、1節報酬は、正副管理者の報酬でございます。

13節庁舎借上料は、行田市役所内に所在する組合事務所の、土地、建物の借上料、及び電気料金等の付帯費用を、行田市に対して支払うものでございます。

18節派遣職員人件費負担金は、本組合に派遣された事務局職員5人のほか、会計事務に従事する職員に対する行田市及び羽生市への負担金でございます。

2款1項2目公平委員会費1万9千円は、委員報酬を計上したものでございます。

1 2 ページをお願いいたします。

2 款 2 項 1 目 監査委員費 3 万 6 千円は、委員報酬を計上したものでございます。

3 款 衛生費 1 項 1 目 施設建設費 2, 8 2 5 万 4 千円は、当該年度に必要な委託料を計上したものでございます。

右ページ説明欄の◎施設建設費の主なものを申し上げますと、1 節委員報酬は、事業者選定委員 4 人に対する報酬でございます。

1 2 節事業者選定アドバイザー業務委託料は、入札公告中の施設整備運営事業における事業者を選定するための審査等の技術支援を、一般財団法人日本環境衛生センターに委託するものでございます。

その下の新ごみ処理施設整備工事施工監理業務委託料は、令和 6 年度から令和 1 0 年度にかけて施工する新ごみ処理施設の建設工事に伴う施工監理業務を委託するものでございます。主な業務内容といたしましては、設計図書の精査や建築確認等の行政手続きに対する支援でございます。

なお、本業務は、当該予算に加え、債務負担行為の設定を行うものでございます。

その下の新ごみ処理施設建設用地除草業務委託料は、事業着手にあたり、建設用地の除草業務を実施するものでございます。

1 3 節土地借上料は、建設用地の所有者である行田市との貸借契約に基づき、借上料を計上したものでございます。

4 款 予備費 1 項 1 目 予備費 1 0 0 万円は、前年度と同額でございます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げますので、戻りまして 8 ページをお願いいたします。

1 款 分担金及び負担金 1 項 1 目 市負担金 4, 2 5 4 万 1 千円は、行田市及び羽生市からの負担金でございます。

2 款 国庫支出金 1 項 1 目 衛生費国庫補助金 4 8 7 万 3 千円は、国の循環型社会形成推進交付金でございます。

3 款 繰越金 1 項 1 目 繰越金 5 0 0 万円は、前年度の繰越金を充当するものでございます。

4 款 諸収入 1 項 1 目 預金利子 1 千円は、前年度と同額でございます。

次に、1 4 ページをお願いいたします。

正副管理者をはじめとする特別職職員 2 0 人分の給与費明細でございます。

次に、債務負担行為についてご説明いたしますので、1 6 ページをお願いいたします。

上段の（仮称）新ごみ処理施設建設に係る施工監理事業は、新ごみ処理施設の建設工事に併せて、令和6年度から令和10年度までの5カ年で実施するものでございまして、当該年度に予算計上を行った費用を除く、令和7年度から令和10年度分といたしまして、2億6,045万円を限度額として設定するものでございます。

なお、5カ年の事業総額は、2億6,600万5千円でございます。

下段の（仮称）新ごみ処理施設整備及び運営事業は、令和6年度から令和30年度までの、施設整備費と20年間の運営費として、令和5年度当初予算において設定した金額を、入札公告に合わせて、改めて設定するものでございます。

限度額は431億9,300万円でございます。その内訳は施設整備費が271億7,900万円、運営業務が160億1,400万円でございます。

次に18ページをお願いいたします。

市負担金調書でございますが、組合格約に基づき、令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口を基に、均等割20%、人口割80%により算出したものでございます。

以上で、議案第1号についての細部説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

暫時休憩いたします。

午後 3時 15分 休憩

---

午後 3時 17分 再開

○香川宏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

——— 6番 島村勉議員。

○6番 島村勉議員 通告に基づきまして、議案第1号 令和6年度行田羽生資源環境組合会計予算、第2条第2表債務負担行為についてお伺いいたします。

令和5年度の当組合予算においては、ごみ処理施設整備及び運営事業のため債務負担行為として、令和6年度から令和30年度までの間で479億8千万円の限度額が設定されています。

今回上程されました令和6年度の予算案では、（仮称）新ごみ処理施設整備及び運営事業として、令和6年度から令和30年度の間で431億9,300万円の限度額を設定することとしています。

そこで、令和6年度予算案においてこの限度額をどのように算出したのかをお伺いいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 議案第1号 令和6年度行田羽生資源環境組合会計予算に対する質疑にお答え申し上げます。

（仮称）新ごみ処理施設整備及び運営事業の債務負担行為限度額、431億9,300万円をどのように算出したのかについてでございますが、債務負担行為限度額につきましては、環境省発刊の廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きを参考に、プラントメーカーから徴取した見積り、他自治体の直近の契約事例、また資材費及び建設事業費の今後の推移を見込み、総合的に勘案したうえで算出したものでございます。なお、本債務負担行為限度額は、去る1月9日に入札公告を行った際の、予定価格と同額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質疑ありますか。——6番 島村勉議員。

○6番 島村勉議員 ありがとうございます。

だいぶ削減していただいておりますね、それから両市の負担が少なくなるようにぜひよろしくお願いいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 再質疑にお答え申し上げます。

今回の債務負担行為限度額は、先程申し上げました通り予定価格と同額となっております。こちらは前年度の予算で組みました債務負担行為額よりも、かなり低い数字に抑えられております。こちらは、仕様の見直しなどにより、極力金額を抑えるような取組みを行った結果、この金額で応札があるものと見込みまして設定させていただいたものでございます。

引き続き、市民負担の少ない施設整備に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○香川宏行議長 他に質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

---

△上程議案の討論、採決

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第1号 令和6年度行田羽生資源環境組合会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### △一般質問

○香川宏行議長 次に、日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。——2番 小林修議員。

[2番 小林修議員 登壇]

○2番 小林修議員 議席番号2番、小林修でございます。

通告に基づきまして、行田羽生資源環境組合事業に関する一般質問をいたします。

令和4年4月1日、一部事務組合として、行田羽生資源環境組合が設立され、令和10年度稼働に向け、事業が開始されております。現在、新ごみ処理施設事業に係る施設整備基本計画策定、PFI等導入可能性調査が終了し、生活環境影響調査の委託業務が令和6年3月15日までの工期で、また新ごみ処理施設整備運営事業者選定アドバイザー業務委託が令和7年3月17日までの工期で実施されており、建設予定地では、埋蔵文化財発掘調査が令和6年3月15日までの工期で実施されております。

そして、行田羽生資源環境組合告示第7号として、行田羽生資源環境組合新ごみ処理施設整備運営事業について、地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定に基づき、総合評価型一般競争入札を実施する旨の告示が令和6年1月9日に告示されました。

そこで伺います。

質問の1点目、施設整備基本計画策定後、マテリアルリサイクル推進施設のかん類処理ライン、ペットボトル処理ライン、剪定枝資源化施設の3施設のみ、規模が令和5年12月に変更になった理由は何ですか、お教えてください。また、剪定枝資源化施設のみ、稼働率が無い理由は何か教えてください。

質問の2点目、生活環境影響調査業務委託の計画施設周辺の生活環境への影響を予測するにあたり必要な情報を得るために、既存資料及び現地調査により、調査対象地域の環境の現状を把握するものとして、道路交通騒音、道路交通振動の項目、内容がある対象路線はどこですか。また、既存資料とは何を示すのか伺います。

質問の3点目、実施方針の中で、事業用地の周辺道路、敷地状況、地質、周辺概要等については、応募要項に示すとなっているが、どのように示されていますか、伺います。

質問の4点目、堆肥は肥料の品質の確保に関する法律に基づき品質を示すと、要求水準書に明記してありますが、表示方法とはどのようなものか伺います。

質問の5点目、エネルギーの利活用について伺います。

運営事業者は、電気事業法の関係法令、関係規則等に準拠し、処理に従って発生する熱を効率良く回収し発電を行い、発電した電力を所内各整備の所要電力やEV充電用として利用し、余った電力は電力会社に売電し、余熱利用施設は造らないということではありますが、売電によりどのくらいの収益を見込んでいるのか伺います。また、今後、余熱利用施設を造る場合、利活用は可能かどうかについても伺います。

質問の6点目、地元対策としての、施設整備に合わせ、地元対策の周辺環境整備の実施についてはどうなっているか伺います。

質問の7点目、事業用地である約3.45ヘクタールの土地は、行田市から取得するのですか、借りるのですか。また、その場合の単価はどうか教えてください。また、隣接する都市計画決定区域外の約1ヘクタールの利活用はどうか教えてください。

質問の8点目、分別区分で両市の取扱いの異なるペットボトルを行田市も資源化するのですか。資源化する場合、収集運搬体制はどうか教えてください。また、ごみの減量化のためのペットボトル、剪定枝以外の新たな資源化の取組みはどうなっているか伺います。

最後になりますが質問の9点目、収集袋有料化の指定透明袋の対象ごみは何か。市民の負担額はどうか。また、手数料上乗せ無しとなっているが何の手数料かの3点について伺います。

以上で、1回目の質問といたします。執行部のご答弁、よろしく願いいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

〔江森裕一事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 ご質問の1番目、施設整備基本計画のマテリアルリサイクル推進施設についてお答え申し上げます。

はじめに、施設規模が変更になった理由についてでございますが、缶類及びペットボトル処理ラインにつきましては、整数表記から小数点第1位表記に変更したことによるものでございます。

また、剪定枝処理ラインにつきましては、木質チップの利用について需要が見込まれることから、堆肥化分の処理量を変更したことによるものでございます。

次に、剪定枝資源化施設の稼働率がない理由についてでございますが、堆肥化は昼夜を問わず発酵が進むことから、稼働率を設定していないものでございます。

次に、ご質問の2番目、生活環境影響調査業務委託についてお答え申し上げます。

はじめに、生活環境影響調査における道路交通騒音及び振動の対象路線についてでございますが、調査は、収集運搬車両の主要ルートとなる建設用地北側の市道第8. 1—1号線沿道の、古代蓮の里及び長野落排水路付近の2か所で実施したところでございます。

次に、既存資料とは何を示すのかについてでございますが、平成15年9月に報告された彩北広域清掃組合一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価書でございます。

次に、ご質問の3番目、実施方針の事業用地の周辺道路等についての実施方針で表記した周辺道路、敷地状況、地質、周辺概要等の応募要項での示し方についてでございますが、入札公告時における要求水準書で公表したところでございます。

次に、ご質問の4番目、堆肥の品質の表示についての品質の確保に関する法律に基づく品質の表示方法についてでございますが、頒布する堆肥については、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、品質確保の必要性や保管上の注意を促す必要があることから、窒素、リン酸、カリウム等の含有量について表示することを義務付けられており、埼玉県が示す方法に従い表示を予定しております。

次に、ご質問の5番目、エネルギーの利活用についてお答え申し上げます。

はじめに、売電による見込み収入額についてでございますが、入札公告では、単価を1キロワットアワー当たり6. 7円と想定しております。

なお、本事業では、売電による収益は事業者の収入としており、具体的な売電額については、事業者が設置する機器の能力により発電量が異なることから、売電の収入額については、事業者から提出される入札書類等において確認する予定でございます。

次に、余熱施設をつくる場合の利活用は可能かについてでございますが、現在、本組合で余熱利用施設の整備を行う予定はございませんが、低温排熱の利用方法について、事業者提案を頂くこととしております。なお、低温排熱の利用につきましては、距離要件などにより



活用方法が限られるものと認識しております。

次に、ご質問の6番目、施設整備に合わせた地元対策についての周辺環境整備の実施についてでございますが、事業契約締結後、地域のご意見などをお聞きしながら、周辺環境整備に取り組む予定でございます。

次に、ご質問の7番目、建設用地についてお答え申し上げます。

はじめに、建設用地の取得又は借り受けるのか及び借り受ける場合の単価についてでございますが、本組合では当面、用地を行田市から借り受けることとしております。借り上げの単価につきましては行田市行政財産の使用料に関する条例に基づき算定された使用料を、納付しております。なお、施設の稼働後の取扱いにつきましては、構成市と協議を行ってまいります。

次に、隣接する都市計画決定区域外の利活用についてでございますが、事業用地の西側にある用地につきましては行田市所有の土地であり、現時点で活用の予定は決まっていないと伺っております。本組合といたしましては、施設建設工事において、資材置き場や現場事務所としての活用が見込まれると考えており、事業者の求めがあれば行田市と協議を行う予定でございます。

次に、ご質問の8番目、分類区分についてお答え申し上げます。

はじめに、ペットボトルの取扱い及び資源化した場合の収集運搬体制についてでございますが、各構成市で策定された一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、ペットボトルを資源化する方針であり、整備する施設において資源化処理の後に売り払いを予定しております。なお、収集運搬につきましては構成市の業務であり、施設稼働に合わせて収集体制の見直しが行われるものと認識しております。

次に、ペットボトル、剪定枝以外の新たな資源化の取組みについてでございますが、今回組合で整備する施設の内容につきましては、構成市で策定されたごみ処理基本計画に基づくものであり、現時点で、定められた資源化以外の処理を行う予定はございません。

次に、ご質問の9番目、収集袋有料化の指定透明袋についてお答え申し上げます。

はじめに、指定透明袋の対象ごみと市民の負担額についてでございますが、ごみ袋につきましては、今後、構成市において検討がなされるものと認識しておりますが、現在、可燃ごみについて紙袋を指定している行田市につきましては、ごみ処理基本計画において異物混入を防ぐなどの目的から透明なポリエチレン製の袋などに変更予定であると伺っております。

次に、手数料についてでございますが、組合設立前の勉強会において、行田市、羽生市と

もに新たなごみ処理施設の整備を理由とする有料化は行わないことで合意していると伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質問ありますか。—— 2番 小林修議員。

○2番 小林修議員 どうもご答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

質問の1点目なんですけれども、これを見ますと整数が小数点になったとはもちろんわかるんですけども、なぜ整数が小数点になったのか教えてください。

質問の2点目ですね、既存資料とは何かというので平成15年の彩北の関係の資料を使ったということですけど、どのような項目があったのでしょうか。

質問の3点目として、私が質問したのはですね、事業用地の周辺道路、敷地状況、地質、周辺概要等について、応募要項に示すとなっていますが、どのように示されるか、内容を聞いているんですけど、要求水準書に示されるという答えだったので、どのように示されているか聞いております。

質問の4点目とすると、堆肥化の品質確保について、窒素、リン酸、カリウムということで、埼玉県が示す方法ということで、ただ、示し方をどう示すのかということで聞いているんですけども、やはりあの、良いものを作らないとやはり堆肥を配る関係で表示方法が窒素、リン酸、カリウムをどういう風に表示するかその内容を聞いているので、もう一度お願いいたします。

質問の5点目ですけども、余熱利用はしないということですが、低温排熱を利用した施設の提案をしてもらおうというご答弁があったと思うんですけども、低温排熱の利用の提案の内容はどういうものかお伺いします。

あとですね、質問の6点目としてですね、地元の周辺整備は工事が終わった後にやるようなご答弁があったようなんですけれども、整備に合わせてやるのではなくて整備が終わった後にやるということによろしいんですか、6点目の再質問ですね。

あと質問の7点目なんですけれども、都市計画区域外の1ヘクタールについては使わないということで、工事をやる場合には事務所等で使うということと、当面借り受けるということでしたが、当面というのはいつなんですか、教えてください。

質問の8点目ですね、運搬体制、ペットボトルも行田市は資源化するということになっていと思いますけれども、その他についての取組みについてはないということわかりまし

た。プラスチックごみの関係も資源化ということで今まで国の動向を注視しながらということで問題が合っていると思いますので、それはそれで結構です。

質問の9点目、有料袋について手数料の上乗せはなしということですが、手数料とは要するに何を示すかそれを知りたかったので、よろしく願いいたします。

以上で、再質問を終わります。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 再質問にお答え申し上げます。

マテリアルリサイクル推進施設の小数点表記についてでございますが、事業費をなるべく抑えようということで施設規模の表記の方法についても検討いたしました。そういった中で、数字が小さいものを小数点以下を切上げてしまいますと、過大になってしまうのではないかと考えまして、マテリアルリサイクル推進施設につきましては、ペットボトル、びん、缶等につきましては小数点で表記すると、これで適正規模を表そうという考えに基づきまして、見直したものでございます。

2点目の既存資料についてでございますが、彩北広域清掃組合で行いました環境影響評価書で行った記載でございます大気や水質等の調査項目、そういったもので活用できるものを抽出して使ったところでございます。

周辺を示すどういった表記であるかということでございますが、要求水準書の中に図面等で詳しく表記させていただいているところでございます。

続きまして、堆肥の表記方法でございますが、埼玉県で表記の方法につきまして例を示してございまして、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示ということで、肥料の名称や種類、それから重さや中の含有成分等の表記をわかりやすく示す、そういった形が例示されているところでございまして、こちらに従って示してまいりたいと考えております。

続きまして、低温余熱の事業者提案についてでございますが、低温余熱につきましては活用方法が限られているということで、組合といたしましてはこれといった決まった利用方法は無いところでございます。そうした中で、プラントメーカー事業者につきましては、そういった施設整備を多く経験があることから、低温余熱の利用の可能性について、こういったことができるという提案をいただくよう盛り込んだものでございます。

続きまして、周辺環境整備でございますが、施設の稼働後ではなくてですね、施設整備の契約後に地元の意見を伺いながら、実施をしてみたいと考えているところでございます。

続きまして、都市計画決定区域外の1ヘクタールの土地でございますが、先程もご答弁申

し上げましたが、こちらは行田市の所有の土地でございまして、当面活用の予定がないと伺っておりますので、施設整備に合わせまして事務所等の利用が求められた場合は、行田市と協議を行っていきたいと考えているところでございます。

9点目の手数料は何を示すのかということでございますが、有料化というのは2つございまして、一般的に袋を求めれば、指定の袋を買うこと自体は有料化とは言わないのですが、そこに処理手数料が上乗せされた場合には、一般的に有料化という風に表現されているところでございます。現在のところ、行田市、羽生市とも有料化を行うという話は伺っておりませんが、今後、指定袋、この袋を使ってください、もしくはこの品質の袋を使ってください、そういった指定が行われる可能性がございまして、そういった協議が今後持たれるという風に伺っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 以上で一般質問を終結いたします。

---

△特定事件の委員会付託

○香川宏行議長 次に日程第5、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもって、令和6年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時 44分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年 月 日

行田羽生資源環境組合議会議長

香 川 宏 行

行田羽生資源環境組合議会議員

野 本 翔 平

同

島 村 勉